

令和6年度スマートシティ YAIZU プラットフォーム

地図データ機能（庁内型 GIS）構築業務委託

仕様書

令和6年5月

焼津市DX推進課

目次

第一章	基本事項	2
	（適用）	2
	（目的）	2
	（業務概要）	2
	（プロジェクト管理）	2
	（スケジュール）	3
第二章	庁内 GIS の構築	3
	（基本事項）	3
	（サーバ設置等に関する環境）	4
	（システム利用環境）	5
	（機能要件）	5
	（システム環境の設定）	6
	（試験）	6
第三章	地図データ等の整備・搭載	6
	（データ整備）	6
	（データ調達）	7
	（データ搭載）	7
第四章	データ連携	7
	（公開 GIS との連携）	7
第五章	情報セキュリティ対策	8
第六章	操作研修	9
第七章	運用支援及び保守サポート	9
第八章	その他	11
	（関連業務との連携）	11
	（契約期間終了時等のデータの引継ぎ）	11
	（独自提案）	11
	（成果物）	12
	（著作権、所有権、及び使用权許諾契約）	13
	（疑義）	13

第一章 基本事項

(適用)

第1条 本仕様書は、焼津市（以下、「発注者」という。）が発注する令和6年度スマートシティ YAIZU プラットフォーム地図データ機能（庁内 GIS）構築業務（以下、「本業務」という。）に必要な事項を定めるものとし、受注者は、本仕様書に基づき業務を行うこと。

(目的)

第2条 焼津市では、本年度、デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ（TYPE2）の採択を受け、スマートシティ YAIZU「みんなで使う地図情報サービス事業」に取り組むこととしている。本業務は交付金事業のひとつとして、スマートシティ YAIZU プラットフォーム上で「地図データ機能（データ管理、蓄積）」を担う「庁内 GIS」を構築することを目的とし、庁内で稼働中の個別 GIS（以下「個別 GIS」という。）データや別調達でデジタル化する紙管理地図データ等を取り込み、庁内共有可能データの一元的な管理による業務効率化と市民サービスの向上を図る。また、一般公開可能データを整理し、別調達で整備する公開 GIS「スマートマップ焼津」（以下「公開 GIS」という。）とのデータ連携により、地図データを公開する仕組みの構築を目指す。

(業務概要)

第3条 本業務の内容は以下のとおりとする。

- (1) 庁内 GIS の構築
- (2) 地図データ等の整備、搭載
- (3) 公開 GIS との連携

(プロジェクト管理)

第4条 プロジェクト計画書（運営規定の策定）

- (1) 受注者は、各業務の円滑な運営、品質管理を目的とした、プロジェクト計画書を策定し、発注者の承認を得て本業務を遂行すること。
- (2) 実施体制
 - ① 受注者は、本業務の遂行を確実に実施体制を確保し、提案時に実施体制図を提示すること。
 - ② 本業務の実施に際して、本業務の意図及び目的を十分に理解し、技術面の管理を行うために必要な地理情報システムの専門知識と十分な業務経験を有した技術者を定めること。
 - ③ プロジェクト管理を行う者は、発注者の指示に従い、業務遂行に関する一切の事項を管理、処理すること。また、統合型 GIS 構築業務の豊富な実績と、「測量士」の資格を有する者とする。
 - ④ 品質管理を行う者は、業務全般の照査を行うこととし、成果品の品質確保に努めること。また、統合型 GIS 構築業務の豊富な実績と、「空間情報総括監理技術者」の資格を有する者とする。
- (3) 会議運営
 - ① 受注者は本業務の遂行において、発注者と協議、報告等を目的とした定例の会議体を月1回以

上開催すること。

- ② 定例の会議体以外については、関係者の判断により、必要に応じて開催すること。
- ③ プロジェクトに責任を持つ者は、原則、全ての会議体に参加すること。
- ④ 会議体の運営は受注者が主体となり、議事録、課題管理表等を作成すること。

(4) 関連事業との連携

交付金事業を構成する他業務との連携を目的とした、発注者が別途定めるプロジェクト運営（スケジュール、課題管理表、会議体参加（月1回程度）等）に協力すること。また、他業務と連携が必要な場合個別に調整を行い、調整経過や結果は随時発注者に報告すること。

(スケジュール)

第5条 業務期間は契約日から令和7年3月31日までとする。構築期間、実証（運用）期間などのスケジュールは次のとおり。

- (1) 構築期間：契約日から令和6年12月まで
- (2) 実証期間：令和7年1月から3月まで

参考：スケジュールのイメージ

工程	令和6年								令和7年		
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
【本事業範囲】 庁内GIS		← 開発、構築	↓ 地図合同会議		← 既存地図（電子化地図）入力		← 試験	→	開始	← 実証期間	
【関連工事】 ・スマートマップ焼津（公開GIS） ・焼津データカタログ		← 開発、構築	↓ 地図合同会議			← 庁内GIS結合試験		→	開始	← 実証期間	
【関連工事】 紙地図電子化			↓ 地図合同会議	← 電子化		← 調整					

(3) 想定するマイルストーン（予定）

- ① 令和6年7月頃：第1回スマートシティ YAIZU プラットフォーム地図データ機能4者会議（要件定義前のスケジュール、整備方針確認）
- ② 令和6年9月頃：個別GISデータ、紙地図電子化データ連携開始
- ③ 令和6年10月頃：公開GISとの連携開始
- ④ 令和7年1月：サービス開始（実証期間開始）

第二章 庁内GISの構築

(基本事項)

第6条 庁内の様々な地図情報の集積・共有・活用を可能とする庁内GISを構築し、庁内LGWAN環境に接続

された端末（パソコン）で、地図閲覧、編集、新規登録などを行えるようにすること。なお、庁内 GIS 内の公開可能データについては、別調達で整備する公開 GIS とデータの連携を想定している。

第7条 システムの基本的な要件は次のとおりとする。

- (1) スムーズな地図遷移や画面展開が可能である等、動作速度が優れたシステムであること。
- (2) 基本的にカスタマイズを要しないパッケージシステムとし、バージョンアップ等により最適な状態で利用できること。
- (3) 利用者にとって簡便で分かりやすい操作体系と機能の配置によりマニュアルを見なくても利用可能なインターフェースとすること。
- (4) 契約期間中は、庁内 GIS の運用保守管理を実施すること。
- (5) 一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）による地域情報プラットフォーム準拠製品として GIS ユニットの準拠登録した製品であること。
- (6) 本事業はデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ TYPE2）の交付決定を受けて実施するため、国の通知類や、随時発出される国からの指示に沿った業務を実施すること。

（サーバ設置等に関する環境）

第8条 クラウド又はオンプレミス形式で LGWAN 接続系のネットワーク下で稼働するシステムを提供すること。本提案においては構築環境におけるメリットを明確にし、効率的で持続可能性の高い提案を行うこと。なお、それぞれの要件は次のとおり。

- (1) 共通事項
 - ① 庁内 LGWAN 接続系の端末（パソコン）で操作ができること。
 - ② 庁内 GIS 運用期間中のデータ量増加及び個別 GIS システムの統合に配慮したシステム環境とすること。
 - ③ 地図データに紐づいた写真等を地図上や属性情報と共に表示する際にも遅延が発生しないような、ハードウェア、ネットワーク環境を提供すること。
- (2) クラウド形式の場合
 - ① 地方公共団体情報システム機構の LGWAN-ASP サービスリストに登録されていること。
 - ② クラウドサービス（データセンター）の設置場所は日本国内とすること。
 - ③ システム稼働に必要なクラウド環境（サーバ、スイッチ類）を調達すること。
 - ④ システムを安定的に運用できる環境（ウイルス対策ソフト、バックアップソフト等）も提供すること。
- (3) オンプレミス形式の場合
 - ① 焼津市役所庁内 LGWAN 接続系のネットワーク下に設置すること。
 - ② 焼津市役所庁舎内設置の場合、必要となる設置環境は受注者が調達すること。
 - ③ 既存設置環境を利用する場合は、既存設備を確認の上、発注者の了承を受けること。現場調査が必要な場合、別途発注者に連絡すること。
 - ④ 構築するシステム稼働に必要な環境（ハードウェア（サーバラック、サーバ、スイッチ類）、ソフトウェア（サーバ OS、ミドルウェア等））を調達すること。
 - ⑤ システムを安定的に運用できる機器類（無停電電源装置（UPS）、ウイルス対策ソフト、バック

アップソフト等) も提供すること。

(システム利用環境)

第9条 利用者数は全職員(約700名)を想定している。同時利用ライセンス等の制限がある場合は、必要ライセンス数(最低50以上)を計上及び提案書に記載すること。

第10条 以下の環境において、動作を保証すること。動作保証が難しい場合は提案書に記載すること。

- (1) 一般的なパソコン等が有する基本的な機能のみで動作が可能であるものとし、利用に際し、端末にプログラムのインストールが必要な場合は、必要な作業を本業務において受注者が行うこと。
- (2) 現在の発注者が保有する端末に仕様は以下のとおり。
 - ① CPU : Core i3 (1.20GHz)
 - ② メモリ : 8GB
 - ③ SSD : 128GB
 - ④ OS : Windows10EnterpriseLTSC
- (3) 発注者の端末は令和6年度内に更改予定のため、更改後(導入後)の端末においても動作を保証すること。現時点の更改後の端末の仕様は以下のとおり。
 - ① CPU : Core i5
 - ② メモリ : 16GB
 - ③ SSD : 128GB
 - ④ OS : Windows11Pro
- (4) ブラウザ利用の場合は、Microsoft Edge、Google Chrome で利用が可能であること。また、運用期間中に公開される各種ブラウザの最新バージョンにおいて、追加費用なしで利用可能となるよう、速やかに対応できること。

(機能要件)

第11条 システム機能

- (1) 地図表示、地図表現、レイヤ管理、属性管理等、詳細な仕様は、別紙1機能一覧表を参照すること。
- (2) 利用ログを取得、管理及び分析することにより、問題の検知や発生有無を判断できること。
- (3) ユーザ管理については次のとおり。
 - ① レイヤ単位で、個人、部署等の利用規制(管理)機能があること。
 - ② IDとパスワードによるユーザ認証とユーザの操作権限設定の仕組みを有すること。
 - ③ ログインユーザにより、データ閲覧に制限ができること。属性情報を項目単位で設定可能であること。
 - ④ ログ等から市内GISにアクセスしたアカウントを特定できること。
- (4) 個別GISから出力された地図データ(シェイプ、CSV、JPG等)の取込み及びレイヤ表示ができること
- (5) 手動で新たなデータの入力ができ、レイヤ表示などができること。

(システム環境の設定)

第12条 受注者は、職員がシステムを利用するために必要な環境を構築すること。また、運用に必要な環境設定も併せて実施すること。現時点では、次の内容を想定しているが、詳細については発注者と受注者が協議の上、決定すること。

ユーザ ID・パスワード認証	システムへのアクセスを、ユーザ ID とパスワードにより認証する。
権限設定	ユーザ設定に基づく、権限設定（閲覧・編集・出力等）を行う。
環境設定	発注者と受注者の協議により、データベース設定（検索テーブル・印刷レイアウト等）を行う。
バックアップ	バックアップ等により、データ・システムを保護する。
ログ	問題の検知や発生有無を判断するため、利用ログを取得・管理する。

(試験)

第13条 テスト計画書の作成

- (1) テスト方針、実施内容、実施理由、評価方法及び実施者を記載したテスト計画書を作成し、テスト実施までに発注者の承諾を得ること。

第14条 データ検証

- (1) 受注者は、整備されたデータが、システム上で正常稼働するよう検証を行い、発注者にデータ検証結果を報告すること。データ検証結果の報告は、指定期日までに実施すること。
- (2) 検証結果により不備が見受けられる場合には、受注者の責任により修正を行い、発注者が指定する期日までに再検証を行い、発注者の承諾を得ること。

第15条 システムセットアップ及び稼働テスト

- (1) 庁内 GIS を構築環境にセットアップすること。また、セットアップ後、稼働テストを実施するとともに発注者にテスト結果を報告すること。
- (2) 公開 GIS とのデータ連携については、公開 GIS 構築業者と連携して第 19 条に示すデータ連携が行われることを確認するとともに、連携テスト結果を発注者に報告すること。
- (3) 稼働テストにより、内容に修正の必要が生じた際は、速やかに修正作業を行うこと。

第三章 地図データ等の整備・搭載

(データ整備)

第16条 地図データ等の整備、調整

- (1) 受注者は、発注者が提供する地図データ等を、構築するシステムに搭載できるように調整を行うこと。
- (2) 現時点での想定データは、別紙 2 搭載想定データ一覧のとおり。加除、増減があることを想定し、契約締結後に発注者と受注者が協議の上、詳細を決定すること。
- (3) 別紙 2 搭載想定データ一覧／整備方法欄「紙地図電子化」で示す地図データを庁内 GIS に取り込んだ際、地図データが縮尺等により、庁内 GIS と境界線等が合わない場合は、合致するように補正を実施すること。また、必要に応じて、別調達で実施する紙地図電子化の受託事業者とも調整を行

うこと。

- (4) 別紙2 搭載想定データ一覧/整備方法欄「データ移行」で示す地図データを庁内 GIS に取り込んだ際、地図データが縮尺等により、庁内 GIS と境界線等が合わない場合は、合致するように補正を実施すること。また、必要に応じて個別 GIS の事業者とも調整を行うこと。
- (5) 他自治体での事例を踏まえ、庁内 GIS への搭載によって業務効率化や市民サービス向上が見込めるデータについて積極的に提案し、地図データ等の整備に協力すること。

(データ調達)

第17条 地図データの調達

- (1) 本業務で構築する庁内 GIS に搭載するため、調達するデータは下表を想定しているが、必要であれば変更・追加の提案をすること。
- (2) 受注者はデータ調達を行い、庁内 GIS に搭載するよう調整を行うこと。

種類	数量	整備方法	備考
数値地図	1式	データ変換・搭載	国土地理院
行政界	1式	データ変換・搭載	国土地理院
住宅地図	1式	データ変換・搭載	同時接続50ライセンス以上

(データ搭載)

第18条 第16条で整備、調整したデータを、システムに搭載すること。

- (1) 搭載するデータに対し、レイヤ設定（図形表現範囲・属性管理項目及び順序・関連ファイル設定等）を行うこと。
- (2) 設定の詳細については、発注者と受注者が協議の上、決定すること。
- (3) 利用可能な背景図は下表を基本とする。必要に応じて適切なものを提案すること。詳細については発注者と受注者が協議の上、決定すること。

項目	備考
地形図（都市計画基本図）	発注者よりデータを提供
航空写真	発注者よりデータを提供
住宅地図	受注者が調達

第四章 データ連携

(公開 GIS との連携)

第19条 公開 GIS との更新頻度を加味し、効率的かつ持続可能性の高い連携方法を提案すること。実装に当たっては、発注者、受注者、公開 GIS 構築業者の3者で協議の上、データ連携方法の詳細を決定するこ

と。なお、想定している対象地図データや連携方法については次のとおり。

- (1) 対象地図データ
 - ① 別紙2 搭載想定データ一覧／対象地図／公開 GIS 列に「○」がついているデータを想定。
- (2) 想定される連携方法
 - ① 手動連携：受注者が公開 GIS 構築業者にデータを提供することでデータ連携する。
 - ② 焼津データカタログ連携：受注者が焼津データカタログ（令和6年度別調達にて構築）にデータをアップロードすることでデータ連携する。（公開 GIS はアップロードされたデータを参照する）
 - ③ 自動連携：受注者が公開 GIS と自動連携するための接続 API を開発し、データ連携する。

第五章 情報セキュリティ対策

第20条 受注者は、本業務が取り扱う情報の重要度を認識した上で、セキュリティ関連規程等に準拠し、技術的対策、物理的対策、及び人的対策のそれぞれの観点から、万全の情報セキュリティ対策を実施すること。具体的なセキュリティ対策については、受注者からの提案とし、セキュリティ確保にかかる負担については、受注者が負うものとする。

第21条 情報セキュリティに関する基本要件は以下のとおり。

- ① 焼津市情報セキュリティーポリシーを遵守すること。
- ② 構築するシステムの稼働率、目標復旧時間、目標復旧ポイント、バックアップの保管方法などの可用性に関する事項はサービスレベル契約（SLA）又はサービスレベル目標（SLO）に規定すること。
- ③ システムに接続する際は、ID、パスワードを用いること。
- ④ 操作ログの取得・保存機能を有すること。
- ⑤ 不正なアクセスを防止するための ID 管理とアクセス制御を実装していること。
- ⑥ 本業務の従事者に対して、データの保護及び秘密の保持等データの取扱いに関し履行すべき責務について十分な教育を行い、その実施状況を記録すること。
- ⑦ システム利用が終了となる際は、使用したサーバ、クライアント、USB メモリ等の記録媒体は、全ての記録を復元不可能な状態に消去（廃棄）し、消去（廃棄）したことが分かる書類を提出すること。具体的には、物理的な方法による破壊、磁気的な方法による破壊、OS 等からのアクセスが不可能な領域も含めた領域のデータ消去装置又はデータ消去ソフトウェアによる上書き消去、ブロック消去、暗号化消去のうちいずれかの方法を選択すること。
- ⑧ 同一ネットワーク上で稼働する他の業務システム（以下、現行業務システムという。）の運用に支障をきたさないようにすること。現行業務システムの運用に支障をきたしたときは、発注者を通してDX推進課と協議の上、速やかにその障害を取り除くとともに、文書（様式は任意）により発注者に報告を行うこと。
- ⑨ その他、デジタル庁が公表している公開型 GIS モデル仕様書／非機能要件一覧（類型：公開型 GIS）を基に本市が作成した別紙3 焼津市公開型 GIS 非機能要件一覧の大項目「セキュリティ」

に準拠して構築すること。

第六章 操作研修

第22条 概要

- (1) システム導入時のマニュアル整備及び研修、導入後の保守サポートにより、発注者のスムーズなシステム運用を支援すること。

第23条 操作マニュアル作成

- (1) 庁内 GIS の利用方法を示した操作マニュアルを整備すること。操作マニュアルは、システム上で利用者が閲覧できるようにすること。
- (2) 内容に変更が生じた際には、その都度マニュアルを改訂可能なよう整備すること。
- (3) 整備する操作マニュアルは、下表のとおりとする。

分類	項目	利用者	内容	提供方法
庁内 GIS	基本操作 マニュアル	一般職員	・庁内 GIS の利用方法について、初心者でも理解しやすいよう機能説明を記述し、機能毎に操作の手順を明確に記述すること。	PDF
	管理者機能 操作マニュアル	管理者	・庁内 GIS に関して、システム管理者が行うべき作業（ユーザ登録・変更・削除、権限設定、レイヤ追加、属性登録、操作ログ取得・閲覧など）の定義及び運用ツールなどの操作方法について記述すること。 ・障害発生時における必要な対処措置などについても、専門的な知識がなくても理解できるように、分かりやすく記述すること。	PDF

第24条 操作研修の実施

- (1) 受注者は、庁内 GIS を管理運用するうえで必要となる操作やデータ更新方法等について、必要な研修を実施すること。
- (2) 研修内容は、下表を基本とする。

項目	内容	研修形式	対象人数	備考
一般職員研修	システム概要、システム利用方法、データ管理・更新方法	実機操作	100 人	配布資料、研修機材（講師用 PC、プロジェクタ等）は受注者、研修用端末は発注者が用意
管理者研修	ユーザ登録、変更、権限設定、レイヤ追加、属性登録、操作ログ取得、閲覧	実機操作	50 人	

第七章 運用支援及び保守サポート

第25条 基本要件

- (1) 稼働開始後の令和 6 年度（3 か月を想定）の実証期間、令和 7 年度以降の 5 年間（令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで）をシステム運用期間として想定している。この場合において、

令和6年度の運用は本業務に含むものとし、令和7年度以降は別に契約を締結する。

- (2) 受注者は、稼働開始後、本仕様書の要件を満たす品質・性能等を提供するために、システムの更新及びバージョンアップ等を行い、正常な稼働を保証すること。
- (3) 住宅地図の更新がある場合は、本システムにインストールしている地図も更新すること。
- (4) 問い合わせ窓口を一元化すること。
- (5) 利用者に影響のある事態が発生した場合は、直ちに発注者に連絡すること。併せて復旧対応を実施し、復旧に向けた対応、復旧について都度連絡すること。
- (6) 計画停止の際は事前に発注者に連絡し、対応完了後も連絡すること。
- (7) システム導入後、安定したシステム稼働を維持するためにシステム保守サポートを行うこと。

第26条 保守運用業務

- (1) 庁内 GIS の動作障害等を定期的に確認し、発生時は対応すること。
- (2) 問い合わせ対応は原則として、平日 8:30~18:00 とする。ただし、重大な障害及びインシデント発生時の緊急連絡用電話番号を用意すること。
- (3) メールによる問い合わせに対応すること。
- (4) 問い合わせを受け付けて、助言や問題の切り分け、必要な対応を行うこと。
- (5) 庁内 GIS に関する必須データや設定ファイル、集積されたデータ等の日次バックアップを取得し、世代管理（3世代程度）を行うこと。
- (6) ハードウェア、ソフトウェアの修正プログラムやバージョンアッププログラムは、評価の上、発注者と協議の上、随時適用すること。
- (7) 庁内 GIS に関係する構成等の変更が発生した場合は、関係資料の修正を行い、提出分は既存資料の差し替えを行うこと。
- (8) 庁内 GIS のサービス利用要件は下表を想定している

サービスレベル	規定内容	目標値
サービス提供時間	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が本サービスを利用できる時間 ・計画停止時間を除く 	24 時間 365 日
サービス稼働率	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスを利用できる確率 ((計画サービス時間※1 - 停止時間※2) ÷ 計画サービス時間 ※1. 計画サービス時間：サービス提供時間 - 計画停止時間 ※2. 停止時間：外部からの全てのリクエストに応答不可となった時間（計画停止時間を除く） 	99.5% 以上
計画停止	<ul style="list-style-type: none"> ・計画停止の定義 	2 週間前までに通知される定期メンテナンス

- (9) 保守サポート内容は下表を基本とし、詳細については発注者と受注者が協議の上、決定すること。

サービスレベル設定項目	内容	備考
運用支援	サービス窓口	電話受付時間(電話による問い合わせ受付・回答)
	メール受付時間(メールによる問合せ)	平日：8:30~18:00 (土・日・祝日及び 12/29~1/3 を除く)
		24 時間 365 日

サービスレベル設定項目	内容	備考
	受付・回答)	
	計画停止事前通知	メンテナンス等の一時的サービス停止時の事前通知
	計画停止事前通知	原則 2 週間前に通知
	庁内 GIS システム維持	GIS エンジン・バグ修正プログラム、リビジョンアップ版の配布
	システム環境維持	構成するハード (サーバ) ソフト (サーバ OS、セキュリティソフト等) の修正プログラムやバージョンアッププログラム等の適用
障害対応	障害の復旧	連絡から翌営業日以内に訪問し、すみやかに復旧すること
	障害対応の報告	障害対応のプロセス毎にレポートを提出
業務報告	業務報告	稼動経過を報告書にまとめて提出、内容は以下を想定 ・構成機器のリソース状況 ・ライセンス同時接続数 ・ログ (アクセス数等)、サポートセンターへの問い合わせ履歴 等

(10) 保守運用業務の詳細は、企画提案書に記載すること。

第27条 地図データ更新

令和 7 年度以降に地図データの更新が必要となった際は、庁内 GIS に反映すること。現時点の想定データは、別紙 2 搭載想定データ一覧/整備方法欄に「データ移行」の表示があるデータであるが、詳細は別途協議とする。

第八章 その他

(関連業務との連携)

第28条 本業務を実施するにあたり、発注者が必要と判断する協議会、会議、打合せに参加、協力すること。

(契約期間終了時等のデータの引継ぎ)

第29条 契約解除時及び契約期間終了時には、蓄積された全てのデータを発注者に無償で引き継ぐこと。データ形式は CSV 形式を基本とする。受注者は、引継ぎの完了を発注者が確認した後、すみやかに当該データの確実な消去を行い、発注者に報告すること。その際、事業者が発生する費用については、発注者に別途請求しないこと。

(独自提案)

第30条 その他、独自の提案をすること。

(成果物)

第31条 庁内 GIS を構築し、利用可能な状態で提供すること。

第32条 業務完了時に次の書類等を提出すること。なお、提出場所は焼津市行政経営部DX推進課、提出期限は令和7年3月31日とする。

- (1) 業務完了報告書（紙媒体1部：発注者様式）
- (2) 業務概要報告書（紙媒体5部及び電子媒体：本プロポーザルの提案書をベースに本委託業務の最終内容の要旨を完結にまとめたもの）
- (3) システム搭載用 GIS データ（システムに格納）
- (4) 次条の表①の2～8、表②の1～6の最終版（紙媒体1部及び電子媒体）

第33条 提出書類一覧

本業務において、提出すべき書類等は表①、表②を基本とする。

表①：環境整備・サービス開発フェーズ期間における提出書類一覧

	名称	内容	提出期限
1	契約書記載事項	・業務責任者報告書 ・再委託に関する承諾依頼書（再委託がある場合のみ）	契約締結後速やかに
2	プロジェクト計画書	・プロジェクト計画書※ ① 実施体制図（体制図、連絡窓口、作業分担、等）※ ② 全体スケジュール ・プロジェクト運営規約	契約締結後 2週間以内 ※工程毎速やかに
3	プロジェクト管理及び会議資料等	・管理表（文書管理、課題管理表、変更管理等） ・報告書（進捗報告、作業報告等） ・議事録（会議体の終了後3営業日以内）	随時
4	要件定義書	・要件定義書 ・システム品質管理に関する計画書	契約締結後 2週間以内
5	設計書（基本設計書・詳細設計書）	・システム管理に関する設計書	工程完了後速やかに
6	操作マニュアル	・操作研修で利用した操作マニュアル	工程完了後速やかに
7	各種設定書	・システム管理に関する設定書	工程完了後速やかに
8	試験成績表	・システム等の試験成績表	工程完了後速やかに

表②：保守運用期間における提出書類一覧

	名称	内容	提出期限
1	保守計画書	・スケジュール ・管理体制表等	検証開始時

2	問合せ管理表	・問合せ管理表等	都度
3	定期・臨時作業報告書	・作業内容 ・作業実施者 ・作業量 等	都度
4	システム管理報告書	・問合せ 受付、対応状況 ・システムの稼働及びリソース状況 ・サービスレベル状況 ・障害一覧 ・セキュリティ対応状況 ・その他、発注者が必要と判断した書類	期間終了時
5	議事録等	・議事録 ・その他報告事項に関する資料	都度
6	重大事故等報告書	・重大障害対応結果の報告	都度

(著作権、所有権、及び使用権許諾契約)

第34条 本業務による成果品の著作権・所有権は、本業務において使用する市販ソフトウェアの著作権（受注者保有のパッケージソフトウェアの著作権を含む）を除き、全て発注者に帰属するものとする。

第35条 発注者は、本業務において使用するソフトウェアの使用許諾契約を、必要に応じて発注者とソフトウェア開発元等との間で締結するものとし、受注者は、その処理を代行するものとする。

第36条 受注者は、発注者の承諾を得ないで、業務の成果を他に公表し、貸与し、又は使用してはならない。

(疑義)

第37条 本仕様書に定めのない事項及び疑義が発生した場合は、発注者と受注者の協議の上、受注者は発注者の指示に従い業務を遂行すること。